

8. 被災企業・被災労働者への支援

被災直後から、国により雇用保険および雇用調整助成金の特例処置が行われるなど、既存の支援制度の弾力的な運用により多くの被災労働者・被災企業の支援が行われた。

被災された労働者・事業主の皆さまへ

労働者の方へ…働いていた事業所が直接的な震災被害を受け、休業を余儀なくされ賃金を受け取れないなど、一定の要件を満たす場合、実際に離職していなくても、特例的に雇用保険の失業給付を受給することができます。

事業主の方へ…震災に伴う経済上の理由で、従業員を休業させ、休業手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成を受けることができます。

※詳しくは、お問い合わせください。 **問** ハローワーク石巻 ☎95-0158

▲雇用保険などの特例措置を知らせる市報いしのまき記事

また、被災中小企業に対して、石巻市中小企業融資制度が設けられ、最大 500 万円（後に 1,000 万円に増額）が貸し付けられるなどの支援措置が行われた。そのほか復興特区による税制優遇制度など多くの支援が行われた。

石巻市中小企業融資制度(災害関連枠)のご案内

市では、震災の影響により直接的および間接的に被害を受けた市内の中小企業者の皆さんに、融資のあっせんを行っています。(間接融資)

融資対象者

- ・市内に居住し、かつ、市内で事業を営んでいる方
- ・市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）および国民健康保険税を完納し、事業内容が堅実な方
- ・現在小企業小口融資を借り入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・震災の影響により、市長から経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けている方(間接被害)。または、被災証明書の交付を受けている方(直接被害)

融資条件

- (1)資金使途 運転資金および設備資金
- (2)貸付限度額 1 企業 500 万円以内
- (3)償還期間 10 年以内(据置 2 年以内)
- (4)貸付利率 1. 5%
- (5)連帯保証人 法人の場合は、当該法人の代表者個人(個人の場合は、原則として不要)
- (6)信用保証 宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。
・保証料の 50% を市が補給します。・直接被害に限り利子の 100% を市が 3 年間補給します。(延滞金を除く)

取扱金融機関

七十七銀行、仙台銀行、石巻信用金庫、石巻商工信用組合、東北銀行、岩手銀行、北日本銀行の各支店

問 商工観光課(内線 3524)・宮城県信用保証協会石巻支店 ☎22 - 4178・各取扱金融機関

▲雇用保険などの特例措置を知らせる市報いしのまき記事

国・県は、「グループ化補助金」などにより中小企業の復旧を支援した。また、日本政策金融公庫など様々なスキームで事業者に対する支援が行われている。

被災労働者に関しては、緊急雇用事業・各種相談会・合同就職面接会など国・県・市などにより支援が行われた。

手続き

中小企業復旧支援事業補助金交付制度(第3回)

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設および設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

補助対象

- ①市内で事業を営んでいる鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業(一部)を営む方(個人事業者にあつては、東日本大震災時に市内に居住していた方)

※医療法人および社会福祉法人は除きます。

- ②施設が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けた方
- ③市内で事業を再開または継続する方
- ④東日本大震災以前の市税および国民健康保険税を完納している方
- ⑤国・県等が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等の補助金を受けていない方
- ⑥平成25年3月31日までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(すでに施設および設備の復旧を終えている場合も可)等

補助対象工事

- ①被災した施設の修復、建替に要する経費(住宅と施設が一体となっている場合は、施設に係る部分のみ)
- ②被災した設備の修繕または入替に要する経費(原則として、施設に付随する設備であつて、事業の再開に供するもの)

※他に貸与することを目的とする施設(アパート、貸事務所等)は除きます。

補助額 施設および設備の復旧に要した経費(20万円以上。消費税額および地方消費税額を除く)の1/2以内(限度額100万円)

受付期間 1月15日(火)～31日(木)

申・問 商工観光課(内線3524)

お知らせ

日本政策金融公庫からのご案内
～再チャレンジ支援融資～

日本政策金融公庫は、東日本大震災の影響により廃業した方の新たな事業の再チャレンジをサポートしています。

内容

- 被害証明書等の発行を受けられた方は特別な利率でご利用できます。
- 新たに事業を始める方のほか、事業開始後おおむね5年以内の方も対象となります。

詳しくはお問い合わせください。

問 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 平日午前9時～午後7時

お知らせ

復興特区による税制優遇制度

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。

※特例を受けるためには、市または県からの指定および事業実施状況の認定が必要です。特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、指定後に確定した分の地方税のみ免除を受けられます。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、鑄鉄場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、狹浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等
	ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食料品等の製造関連産業
	IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下、大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業
税制特例の内容	農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業等
	① 新規立地法人優遇税制	新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰り延べ	
	② 新規取得設備の特別償却または税額控除	新規取得等した建物・機械等について、特別償却または税額控除	
	③ 被災雇用者給与の特別控除	被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除	
	④ 研究開発設備の特別償却と税額控除	開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除	
⑤ 地方税の特例	①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税等の減免を最大5年間受けられます。 ※①～③は、各年度でいずれか1つの選択適用となります。②は併用することができます。		

申・問 商工課(内線3524・3526)

◀▲事業者に対する支援制度を知らせる市報いしのまき記事



宮城県東日本大震災文庫 / 東日本大震災アーカイブ宮城

▲被災者支援特別行政相談の様子(平成23年(2011)5月27日)

9. 被災農業者支援

多くの農家も被災した。行政からの支援として、被災農家経営再開支援事業、震災対応・戦略作物生産基盤整備事業など多くの事業が実施され、被災農業者の早期再興が図られた。

なお、農業者に対する支援は、県によっても種々行われている。水田の除塩のほか、園芸施設の整備、6次産業化、地産地消推進センターの設置などである。



宮城県東日本大震災文庫 / 東日本大震災アーカイブ宮城

▲農業復興支援 雑草調査(北上地区)



▲園芸施設団地(大川)

10. 被災水産業者支援

沿岸部は、津波により壊滅的な打撃を受けた。そのため、水産業者のほとんどが大きな被害を受けた。

事業に必要な船などの資機材だけでなく、住まいや作業場も失った。また、漁港の被害も甚大であった。

行政・民間などから様々な支援が行われた。

行政では、(1)漁港、漁場、漁村等の復旧、(2)漁船保険・漁業共済支払への対応（東日本大震災により発生する多額の保険金支払に対応）、(3)海岸・海底清掃など漁場回復活動への支援（漁業者グループまたは専門業者による漁場のがれき撤去）、(4)漁船建造、共同定置網再建に対する支援（共同利用小型漁船、共同計画に基づく漁船・共同定置網の導入）、(5)養殖施設、種苗生産施設の再建に対する支援、(6)産地市場、加工施設の再建に対する支援（漁協などが所有する施設の復旧）、(7)無利子資金、無担保・無保証人融資などの金融対策、漁協再建支援などの対応策を速やかに打ち出した。

民間からは、漁船や漁業施設の提供、被災した小型漁船の再生支援プロジェクト（資金提供日本財団）など、さまざまな枠組みと取り組みにより、被災漁業者の支援が行われた。



▲水浜漁港復旧工事

11. 慰霊・追悼

震災の犠牲者の慰霊・追悼は、さまざまな形で行われた。

石巻市が主催する形では、震災から100日目の平成23年(2011)6月18日に、最初の慰霊祭が、総合運動公園駐車場特設テントで行われた。遺族、市民、ボランティアなどが参列し、黙とう・献花により犠牲者を慰霊した。その後、毎年3月11日の午後2時46分に合わせて、市主催の追悼式が行われている。

川開き祭りも規模を縮小し、平成23年(2011)7月31日には、鎮魂の灯ろう流しが行われ、約1万の灯ろうが流された。また、翌1日には、祈り・希望をテーマに各種の行事が行われた。

そのほか、市内各地で、さまざまな慰霊・追悼の行事が行われている。

また、慰霊・追悼のモニュメントも数多く設置されている。



▲平成25年(2013)追悼式



▲献花する遺族代表 平成24年(2012)



ピースボート災害ボランティアセンター 撮影者/中村充利

▲灯籠流し(川開きまつり)